

Title	幕末期における村落窮乏の一例：武蔵国多摩郡沢井村
Sub Title	A case of the decline of rural economy
Author	志田, 節子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.170(82)- 184(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0082
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕末期における村落窮乏の一例

——武藏國多摩郡澤井村——

志 田 節 子

近世の武藏國多摩郡澤井村は、現在の東京都西多摩郡三田村大字澤井にあたる。御嶽山の麓にあるこの村は、奥多摩の山々の間を流れる多摩川に沿った山あいの狭い地域であり、青梅街道筋にあたつてゐる。澤井村は「村内所々ニ澤アリテ水ニトボシカラズ、故ニ村民等井ノ水ヲタノマズ朝夕ノ用水、竹ヲ樋トシテ澤ヨリ引用ス」^(註一)「多摩川ノ北岸スベテ石アラクシテ水勢ハゲシ」^(註二)と語られる様に地味の悪い山村であつた。多摩川に沿つて甲州に通じる街道は村内を東西に走り、その西の方を澤井村上分、東の方を澤井村下分と云う。澤井村上分は東西二十五町南北十町餘、澤井村下分は東西二十町、南北十町餘の地である。

(註一) 『新篇武藏風土記稿』大日本地誌大系第十卷百七十二頁。
(註二) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』三百三十六頁以下に掲載史料。

澤井村の近世以前については今全く知ることが出来ない。従つて澤井村が上分下分に分られたのが何時の事か不明である。

であり、家数は上分及び下分共に記載された寶曆九年の明細帳に依れば百十六軒、人數六百七十人内男三百五十三人、女三百十七人である。又上分のみ記載の寶曆六年の分に依れば、家數(これは寶曆六年の分に記載がないので寶曆五年の記載による)七十四軒、人數三百三人、内男百七十一人、女百三十二人であり、上分下分共ほほ等しい田畑・石高・家數・人數をもつてゐることがわかる。人口の増減がかなりはげしいので年に依つては上分と下分の差が開く事もある。これらの事については後述するつもりである。上分及び下分の田畑の割合について、寛保三年の「村差出帳」によつてみれば第一表の如くになり、上分の田の面積は僅か三反四畝であり、全體の1%にもならない。それに對して畑は全耕地の九十九%強であり、しかも切畑がその中の三十七%強を占め、當時の山村の姿を如實に示している。一反當り平均石盛りは僅かに田方一反に五斗四升、畑方一反には五斗七升である。畑方の場合は石盛二斗の切畑が三分の一強を占めている事に依つて、反當平均の石盛が低くなつて居り、全體としての土地の生産力は相當に低いものと云わねばならぬ。「山續之村方ニテ田畑谷合ニ御座候」^(註一)「猪鹿多ク出、諸色生目ヲ喰枯シ困窮仕候」^(註二)「山方ニテ水損、旱損之場ニテ困窮之村ニテ御座候」^(註三)「土地ノ義ハ、田方石交リ野土、畑方ハ石眞土、石交リ野土ニ御座候」等と明細帳の殆どにかゝる事實を裏付ける記載が見られ、澤井村の農業生産には頭初から非常な限界があつたと思われる。従つてこの村では農業以外の収入の道が當

幕末期における村落窮乏の一例

寛文八年の曾根五郎左衛門に依る檢地の際には、すでに澤井村上分と澤井村下分はほほ同じ石高にはつきりと分たれている。この村の支配關係を見ると、慶長年度より徳川家直轄の地であり、幕末に至るまで變化はなかつた。

澤井村に残存した史料は比較的限られたものであるし、更に澤井村下分に關する史料が、上分下分共に記された寶曆年代の「年貢勘定帳」二冊、及び寛保・寶曆・寛政・文政の「村明細帳」以外には見當らないので、上分下分兩方の全貌を窺う事が出来ない。しかし史料の上から澤井村上分を比較的獨立した村落として把握出来るのを手掛りに、かゝる土地柄と、江戸と云う大きな消費都市を近傍に持つた關東農村としての性格と、更に又青梅街道に面した御嶽山の麓村としての特殊性等を、この山村の近世の歴史を特色づけて來た條件として常に考え合せ、以下考察をすすめていきたいと思ふ。

先ず澤井村上分及び下分を記した村明細帳、寛保三年(一七四三)、寶曆九年(一七五九)、寛政十一年(一七九九)、文政四年(一八二二)及び上分のみを記した明細帳、寶曆五年(一七五五)、文化十三年(一八一六)^(註三)を通じてその概觀をみると、上分及び下分は、十二・三戸を以つて構成された組がそれぞれ六組より成り、組頭が一名ずつ六名、百姓代、年寄、名主が一名ずつおかれてゐる。村高は上分が二百二十七斗七升、田畑反數三十六町七反、下分が二百二十五斗一升、田畑反數三十九町

第1表 澤井村上分 田畑耕地面積・石高及石盛 (寛保3年)

田畑類別	耕地面積	同百分率	石高	同百分率	石盛
下田	畝 7.11	0.2	石 0.515	0.2	7
下田	27.0	0.7	1.350	0.7	5
上畑	293.12	8.1	32.274	16.0	11
中畑	521.8	14.2	46.914	23.1	9
下畑	694.8	19.0	48.598	23.9	7
下々畑	604.25	16.5	30.242	14.9	5
切畑	1364.7	37.2	27.285	13.4	2
屋敷地	155.19	4.2	15.593	7.7	10
田方合	34.11	0.9	1.865	0.9	—
畑方合	3630.0	99.2	200.906	99.0	—
合計	3664.11	100	202.771	100	—

然考えられなければならない。

(註三) 文化十三年の明細帳以外は前掲書掲載の史料による。以下村明細帳については同じ。

村民の土地所有状態について、安永八年「年貢勘定帳」に依りみると第二表の如くなる。當時二戸の一町以上の所有を最高として、多くは一反―二反―三反の畑地の極めて零細な所有

第2表 田畑所有高別・貢納高別階層構成 (安永8年)

面積	戸数	貢納高	戸数
1町以上	2	永1貫文以上	4
1町-5反	8	1貫-700文	7
5反-4反	7	700文-500文	12
4反-3反	8	500文-400文	10
3反-2反	29	400文-300文	15
2反-1反	15	300文-200文	16
1反以下	5	200文-100文	9
		100文以下	1

に集中していた事が解る。田畑所有高と貢納高(田方畑方及び漆永、綿永を含む)とを比較してみると、土地所有の方は二反

―三反の階層が全體の三十九%を占めるのに對し、貢納高の方は永百文―一貫文までの各階層に平均に散在している。この様な田畑所有面積と貢納高における階層構成の差異の原因は、畑地の良悪の甚だしい開き、即ち面積の大小よりも土地の良悪の方が、はるかにその持高に對し大きな影響を與えると云う事が大きな要素をなして居り、又一方、僅かではあるが澤井村の貢納が、本途物成としての田畠年貢の他に、小物成としての漆永・綿永が貢納高の一部を占めていることにも影響されている。安永八年の「御年貢勘定帳」に依る第三表は、これらの諸年貢の比重を示すものである。年貢勘定帳の最初に書かれた畑方一反の取永を、それぞれの畑の面積に乗じたものと、同じ安永八年の「漆御年貢田方小物成勘定帳」の田方の米代永とを本途物成として、小物成との比較を試みた。その結果、面積では三十七%を占めていた切畑がこの取永の表では、十二・八%と云う極度の縮少をみせ、上畑中畑は面積の場合とは反對に、七%、六%の増加をみせていることが解る。この様な面積と取永の百分率の大きな差は、この村の土地の貧瘠と、上中畑の面積の限界とを物語っているに他ならない。一方小物成は全貢納高の一〇・七%を占めている。これは特に多い数とは云えないけれども、小物成の中では六割を占めている漆についてここでしばらく注目してみたいと思ふ。

安永八年(一七七九)の「漆御年貢田方小物成勘定帳」の最初の頁にこの村の漆年貢土納の變遷についての記載が見られ

第3表 本途物成・小物成比較表 (安永八年)

田畑類別	一反に付いての取永	面積	總面積に付いての取永	百分率
上畑	218文6分4厘	29反3畝4歩	6貫415文	15.3
中畑	168. 1 1	52-1-3	8. 764	20.8
下畑	127. 3 1	69-4-3	8. 839	21.4
下切畑	56. 3 5	60-4-8	3. 402	8.1
地敷	39. 0 6	136-4-2	5. 402	12.8
屋下	195. 3 6	15-5-6	3. 038	7.2
田	—	0-7-11	1. 628	3.8
々	—	2-7-0	—	—
漆綿	—	—	2. 838	6.7
納	—	—	975	2.3
粘	—	—	189	0.4
	—	—	546	1.3
合計	—	—	42貫036文	100

幕末期における村落窮乏の一例

る。この記載と村明細帳に依つてこの村の漆生産についてみると、この村の漆年貢は領主、即ち幕府の買上げの形で上納されていた。この様な形が何年頃から始まつていたかは知ることが出来ないが、寛保三年(一七四三)の「村差出」に次の如く記されている。

「一、正漆七百四拾三匁 納、是ハ買納仕候

一、漆四貫五拾七匁 代金納

右貳口合五貫貳百匁、此元永三貫六百四拾文被下之候

外漆七貫八百匁漆木枯候ニ付、去卯ヨリ來ル子迄、十ヶ年御免」

とあり、又寛政十一年(一七九九)の「村柄御改書上扣帳」に

「一、永五貫三文貳分五厘壹毛 漆代金納

此漆七貫八拾四匁貳分

漆四貫目壹桶ニ付金五兩貳分貳朱替之内

但シ 漆壹貫目ニ付元永七百匁被宛被下候分引之

殘金貳兩三分永七十七文四分」

とある處から少くとも近世後期については、それが云い得ることと思われ。買上げの価格は、生漆一貫目に付永七百文である。従つて寛政十一年には買上代金は、永四貫九百五十八文九分四厘となるわけであるが、この年は全部が代金納の形なので實際に貢租として納められるのは、漆七貫八拾四匁貳分の代金としての元永九貫九百六十二文餘りから、前述の買上代金を引

いた残りの永五貫三文餘りとなるわけである。従つて後期に入つてこの村の漆生産が減退(後述)してからの漆年貢は、事實上一定額の貨幣を領主に納める名目的なものになつてしまつた様である。

この様に買上げの形をとつていた漆年貢納高の變遷を次にみると、史料の初見される享保六年(一七二一)以前は、生漆二十九貫六百六十四匁が納められていたが、同七年には、その内十六貫六百六十四匁が願いに依り引き捨てられ、残り十三貫を納める事になつてゐる。この中でも不足分は他から買つて納められていたが、特にこの年は四分の代金納(壹桶について金五兩貳分貳朱の計算で納められこれ以後この金額は變らない)している。ところが、元文元年(一七三三)からは再び現物納すべき旨を申し渡され、二貫目程は村中で上納し、残りは代金納している。その後、當村には生漆は一切ない旨を申し入れているが、聞き入れられず、寛延三年(一七五〇)からは買納している。その後寶曆四年・五年(一七五四・五)の兩度にわたつて當村の漆株の吟味があり、それ以後は更に七分通り切捨てになり、残り三貫九百匁を代金納で上納する様になつた。

右の様な漆年貢上漆高の變遷は、この村の漆生産の衰退を物語り、漆年貢が名目的な貨幣上納となつて行くにつれて、この村にとつてそれが苦痛となつて來てゐる事を示している。

特に買納の値段は、寛延の頃一桶七兩三分であり、代金納の場合との差額が大きかつたからその苦痛は一層大きい様で、こ

の面からも、金納が望まれていた。それと同時に漆年貢の減免願が、繰り返し提出されて、享保から寶曆に至る約三十年の間、その額は一割三步に急減している。

そこで寶曆五年の「漆株書上帳」に依つて衰退過程に入つて行くこの村の漆株の所有状態について考察してみよう。當時漆代金納九貫百八十一文、此漆十三貫で、所有總漆木は二千六百七十八株であり、總戸數七十六戸のすべてが最少三株から最大二百四十株まで、平均して一戸あたり三十五株程の漆木を所有していた。これらは主として切畑、又は下々畑の一部に少しずつ植えられていたが、それらの地が山畑であつたためであるうか、猪・鹿に依る被害で、正株三百四十八株が枯株となり、更に七百七十一株は苗株たるの故に年貢引方願が出されている。この漆株の調査に依つて、この年以後の七分通り切捨てなつたのである。

以上の如く漆の生産は減退して來てはいるけれども、それにも拘らずそれらは全く杜絶えなわけではなかつた。その後の文化十年の「御水帳反別名寄帳」には、漆三貫三十五匁六分の記載があり、他に求むべき生産のない村民達が細々ながら生産をつづけて行つた事を示している。しかし最早、この時期になればこの村の漆生産の持つ積極的な意味が失われてしまつたことは明らかである。

澤井村の漆生産の減退の原因は、近世後半專業化していつた他地方の漆生産に壓倒された爲であろうか。即ち元祿年代以後、

漆液の需要が増大するとその生産地も次第に專業化し、三奥地方、及び越後、越前、大和、伊勢、甲斐、飛騨、信濃、上野、下野、常陸、岩代、丹波、丹後、備後、但馬、石見、紀伊等がその生産地として知られる様になつた。そして更に、延寶七年(一六七九)には、大阪に於ける漆仲間が、仲間加入の手續きを定めて講をつくり獨占形態をとるに至り、澤井村の如き零細な生産地は、次第に姿を消すことになつたと思われ。

(註四・五) 三瓶孝子著「農家家内諸工業の變遷過程」八十、八十一頁

以上、主として年貢關係の史料を通じて近世後半のこの村の漆の生産状態を觀た。年貢關係の史料であるために、その考察が制限されたものではあるけれども、しかしこれに依りこの村の漆生産が專業化せず、後半減退して行くと言ふ點で、村民達の生活をささえていく積極的なものとはなり得なかつた事を知るのである。

次に、村明細帳を通じて畑作物についてみると、「粟・稗・芋・かぶら・蕎麥・大根・多葉粉・菜・大豆・小豆」など、又田畑畔に植えられたものとして、「桑・柚子・桃」等がある。それらは「百姓夫食ノ義ハ、麥・粟・稗・芋・かぶら朝夕給申候」とある様に、田に頼る事の出来ない澤井村の人々の貴重な夫食となつてゐた。けれどもなお「山中谷間嶮岨ニテ、何れ多人數ノ村方ニテ土地ノ穀物半年之夫食ニモ引足不申候ニ付、銘々山稼等仕右助成ヲ以扇町屋村并青梅村ヨリ夫食等買揚漸ク取

幕末期における村落窮乏の一例

續罷(註七)と云う状態であつた。従つて多葉菜、大豆、小豆など又畔に植えられた柚子、桃など一應商品作物として考えられるものも、その生産額は大きいものとは考えられない。

(註六) 寶曆五年「村差出帳」

肥料は「畑方肥之義、山野并畠畔ニテ草刈所々其外落葉等肥ニ仕候、田方肥シ畑畔田畔草刈肥シ仕候」と見られる如く自給肥料であつた。

(註八) 寶曆五年「村差出帳」

結局、この村の農業生産はその商品作物の生産にあるのではなく、村民達の半年分にもならない夫食を少しでも多く生産すると云ふことにむけられていた。

次に、質値段についてみれば、先ず耕地面積の大部分を占める畑の質値段について他村のそれと比較してみる。第四表がそれである。

(註九) 野村兼太郎編著「村明細帳の研究」掲載史料に依る。元文年代から幕末に至る畑の質値段は、地域的な差異は少しずつあるとしても、大體上畑一反二兩程であるが、文政四年(一八二二)の澤井村の質値段は、上畑一反六兩三分と云う他村の三倍にもなつてゐる。次に高價格を示す安政二年(一八五五)茂澤村の五兩はそれから三十年の後の事である。茂澤村の安政以前の質値段を今知る事が出来ないし、又更に多くの山村との比較が出来ないけれど、文政四年の澤井村のそれは相當高

八七 (一七五)

第4表 畑質地値段ノ比較

年代	上畑	中畑	下畑	村名	備考
元文2年	—	3分2朱	2分2朱	武州染ヶ谷村	上畑記載ナシ
元文2 "	2兩1分	2兩	1兩2分	武州 藤塚村	永ニテ記載サルノ換算 1兩=1貫文
寶曆5 "	2兩2朱	2兩	1兩3朱	澤井村	
寶曆10 "	2兩	1兩2分	1兩2朱	澤井村	永ニテ記載サルノ換算 1兩=1貫文
寶曆11 "	2兩2分	2分位マデ	—	上野 小澤村	上畑記載ナシ
寶曆13 "	—	1兩2分	1兩1分	下總 夏目村	
天明2 "	2兩	1兩2分	3分	下野 藤田村	
文政4 "	6兩3分	6兩2分	4兩2分	澤井村	
文政7 "	2兩1分	1兩2分	1兩1分	武州六角橋村	
天保8 "	1兩2分	1兩1分	1兩	武州六角橋村	
安政2 "	5兩	5兩	3兩	信州 茂澤村	
明治初 "	4兩	3兩2分	3兩	下總 神間村	
明治3 "	5兩	4兩	3兩	武州六角橋村	
明治3 "	8兩1分	7兩	5兩3分	武州 山田村	

第5表 澤井村田畑質地値段比較

田畑類別	寶曆10年	文政4年
下田	1兩3分	3兩2分2朱
下々田	—	3兩1分
上田	2兩	6兩3分
中田	1兩2分	6兩2分
下田	1兩2朱	4兩2分2朱

いものと云わねばならない。澤井村の質地値段だけを年代的にみても寶曆十年から文政四年の六十年間に三倍強に上昇している。第五表は澤井村田畑質地値段の比較表である田の二倍の上昇に對して畑は三・一倍の上昇を示し、田と畑の質地値段の開きが相當大きくなっていることがわかる。これは畑の収益性の増大を語るものであろう。けれども下田、下々田の質地値段も他村に比べれば高いものである。例えば文政七年武州六角橋では下田二兩一分下々田一兩である。

この様に質地價格が高くなつた原因は、寶曆五年(一七五五)には、人數二百六十九人であつたのが、安永八年(一七七九)には三百五十八人に増加し、文政年間もそれと等しい人數を持ち続け、この様に人數が著しくふえていゝるにも拘らず地勢的にみて土地に開發の餘地のないことが原因として考えられる。又注目される事は、寛政十一年の村明細帳の記載を初見として、この村に新しく養蠶がはじまつてゐることである。今まで見えなかつた桑の植付の記載と農間の仕事として「女・夏蠶飼」の記載があらわれて來ることから、この時期に澤井村に収益の高い養蠶業が入り込み、それを通じての土

地價格の上昇、質地段の騰貴と云うことが考えられる。しかし他にこれに關しての史料を求め得ないので、明確に知ることが出来ない。

地勢上から純粹に農業生産の上にと立つて行くことの出来ない澤井村の農業經營について先に見て來たが、それ故に廣く進出したであらうと思われれる農間餘業及び農間の稼ぎについてそれがどの程度に活潑に動き得たか、ここで見ていきたいと思ふ。

「男ハ棧木・丸太之日用取并青梅丁へ炭駄賃取申候、女は布・太布・木綿嶋織申候、右之布・太布・木綿嶋へ青梅市場へ賣出し申候」と寶曆五年の村明細帳に記載されている様に、早くから農間稼ぎの姿が見られ、又一方澤井村の位置が青梅街道に沿い、武州御嶽の麓村であつたことから、往來する人を相手とした農間の商いが後期になるに従つて増加している。

これらの事から人の出入も多かつたのであるが、先ず山稼ぎから見て行こう。

村明細帳の男の農間稼ぎについての記載は、前掲の如く山稼ぎがその中心となつてゐる。これを數冊の村明細帳を通じて細かくみると、雜木伐りを行い、又丸太等の運搬に従事する日傭取がある。これには馬に依る駄賃取りと、筏川下げがあつた様であるが、それらの日傭取りの状況については今全く知ることが出来ない。唯寛保三年の「村差出」に「筏木賃日雇等稼申候」

幕末期における村落窮乏の一例

とある事などから見て、比較的早くからこの様な日傭稼ぎ形態がこの村にとつて重要な位置を占めていたのではないかと考えられる。その他に炭焼き、薪取りがあり、それらを青梅市場へ出す駄賃取りがあつた。駄賃取りに關聯してここで馬についてみると、寶曆年代には馬十一疋がみられるが、年を経るにつれて數が減り、文政年代には四疋から三疋、天保年代には二疋となつてゐる。これらの馬がこの村に於ては耕作に使用されたとは思われないので、やはり駄賃稼ぎに使用されたのであろうが、後年のこの様な減少は、職業の分化、駄賃稼ぎの專業化——澤井村内部のみでなく近村を含めて——と云う事が考えられるとしても、やはり駄賃稼ぎの衰微を物語るものであろう。

この様な理解の上に立つて、今寶曆二年(一七五五)・七年(一七五七)文化七年(一八一〇)文政二年(一八一九)のそれぞれの史料に入會山の賣拂いを見ることが出来る。寶曆二年の「當村入會野山代割渡帳」を擧げてみると

「當村背山さんさい地ニ有之筏木炭共ニ名主年寄惣百姓相談之上、村中并近村迄商賣人衆を寄入札ニ而代金四兩三分ニ大丹波村勘左衛門落札ニテ賣拂、惣百姓無高下尤當時身上不如意ニ付門潰共ニ百姓之分不殘、百四拾五軒ニ割合請取候所相違無御座候」

と記され、次々にその山の筏木・炭木・薪木を含めて賣却されて行く過程が見られる。他の三つの史料も、その代金については家數割になつてゐる。賣拂う理由についてはいづれにも記さ

れていないし、又購買者についても寶曆二年以外のものは記されていなくて理由は判然とはしないけれども、貨幣經濟に早くから入り込まざるを得なかつたこの村にとつて、貨幣收入の道が見つかからない場合の止むを得ない處置であつたと思われ

る。農間の山稼ぎに強く依存していると考えられたそれらの仕事

にも、今みて来た様な限界があり山稼ぎの消極性を知るのではある。山の所有に關しては、史料が見當らず、これを知る事が出来ないけれど、前掲の史料から村の入會山が當村或いは近村の個人所有に移つて行く傾向を知るのである。

女の農間稼ぎとしての青梅嶋織は、木綿織として織出され青梅市場に出されていた。又寛政年代の村明細帳から、これと一

緒に養蠶が見られるが、これらについて何らの史料もないのでその形態を捉える事が出来ない。

ここで、人口の變動についてみよう。第六表は村明細帳と宗門帳に依る澤井村上分・下分の人口の動きである。これに依ればこの村は相當人數の變動が激しく、特に女の出入が目立つている。第七表に、「宗門帳」に依つて上分のみ的人數の出入の内譯をみる。

史料に制限があつて比較的變動の少ない年代をしか見る事が出来ないけれども、女の人數百五十人乃至百七十人中の、七八人の奉公出は多い方であらう。これらの人々の行先は知る事が出来ないが、奉公のため村外へ出る者の多いと云う事からでも、この村の地位やその村柄を窺う

第6表 人口の變動

年代	村	家数	總人數	男	女
寛保3年	上・下	145	725	381	344
寶曆5"	上	74	269	142	127
寶曆6"	上	—	303	171	132
寶曆9"	上・下	146	670	353	317
安永3"	上・下	139	736	357	379
安永8"	上・下	142	717	356	361
寛政11"	上・下	144	644	346	298
文政4"	上	76	357	—	—
天保11"	上	79	350	177	173
弘化3"	上	77	351	196	155

第7表 上分人口變動の内譯

年代	出生	死失	他所ヨリ入	奉公出	嫁出
文政11年	男女 43	30	02	58	—
文政13"	男女 36	31	03	68	—
天保5"	男女 52	58	02	56	01
天保11"	男女 34	21	02	02	—
弘化3"	男女 31	24	43	37	—

ことが出来る。

次に、やはり比較的多くの人數を示す農間の商い、及び職人についてみよう。第八表に依れば寛政十一年(一七九九)の農間商い、文政四年(一八二二)の職人及び農間商いの數は急激に増加している。この事は一見して、農間餘業が幕末に近づくにつれて急激に重要なものとなつて行つた如く見えるけれど、

以前の徐々の増加が何らかの都合で記載されなかつたためであらう。

(註十) 野村兼太郎編著「村明細帳の研究」九十一頁参照。文政四年(一八二二)の分(上・下分)を上分のみを同三年の宗門帳と照合してみると、上分の農間商い、職人の數及びそれらの人々の持高を知る事が出来る。それが第九表であり、更に第十表が、文政三年の石高の階層構成を示したものである。第十表を考慮に入れながら第九表をみると、職人の場合は持高二石から三石の階層の者が最も多く、次に三石から四石の階層次が一石以下、そして一石から二石の階層の順になつている。農間の商人の場合は、餽餽蕎麥商いの七石の者を特殊な場合として除けば、一石以下の階層の者が最も多い。

勿論、この年のこれらの史料のみに依つてこの村の農間餘業擔當者について規定づけてしまふ事は餘りにも早計であるとしても、大體の傾向としては、零細な持高の階層に農間餘業をもつ者が多いと云うこと、特に農間の商人には多くその傾向がみられることは云い得ると思う。従つてこの村に於ける農間餘業は零細農民によつて生計補充のために行われた事を知る。

以上で、農間稼ぎ農間餘業の考察を終り、次節に於てこれまでの考察でも常に底に濃く流れてきたこの村の窮乏と云うことについて述べ、結論に替へたいと思う。

三

天明三年(一七八三)の飢饉によるこの村の困窮状態を同四

第8表 農間商い數及び職人數

職業別	寛保3年	寶曆5年	寛政11年	文政4年	
	上・下	上	上・下	上・下	
職人	桶	2	1	ナシ	5
	木	1	—	—	3
	大	1	1	3	2
	紺	1	—	—	1
	屋	1	—	—	7
商人	水	—	—	—	1
	計	5	2	3	20
	酒	—	—	1	1
	雜	—	—	1	—
	小	—	—	13	11
計	0	0	15	12	

幕末期における村落窮乏の一例

第9表 職人及び商人階層構成(文政4年 上分)

人数	職業	線管者係	持高
3人	桶屋	本本本	0石855 1,226 0,903
1人	木挽	本人	2,130
2人	大工	本本人	3,517 1,254
1人	屋根屋	弟	戸主持高石 2,280
1人	紺屋	本人	2,618
4人	柚	本本本本	2,394 2,455 1,540 1,607
1人	水車渡世	本人	3,852
3人	うどん・そば渡	本本本	0,963 7,506 3,341
2人	紙・ろうそく水油渡世	本人父	0,745 戸主持高 0,856
1人	そば賞渡	粹	戸主持高 2,454

年の「飢人御吟味ニ付書上」は左の様記している。
 「當村之義去卯年凶作ニ而夫食差詰リ、其上雜穀高直ニ而困窮難義仕候ニ付、此度各様御越被成取續方村内助合など之儀御尋ニ付、左ニ御答申上候
 一私共村方一體谷合困窮所ニ御座候處、去卯年凶作ニ而夫食無之、村内何も貧窮之者ともニ而物餘之手段無御座難義仕候ニ付御獄村金右衛門と申者ヨリ金子少々借受候へとも、中々引足不申候ニ付夫食拜借願上候處、御伺中ながら思召ヲ以內借など被仰付難有奉存候、此

第10表 石高別階層構成(文政3年)

持高	戸数
石9—8	1戸
8—7	1
7—6	1
6—5	1
5—4	3
4—3	10
3—2	19
2—1	26
1石以下	13
計	75

上右殘金并取集穀拂代金御渡被下置候へハ、惣人別七百廿八人之内六拾壹人ハケ成ニも麥作出来迄取續可申、殘六百六拾六人之儀ハ別而當日送り兼及飢候者共ニ付、夫迄可取續様無御座候、併草生之時節ニも御座候ニ付、一日壹人錢拾八文、日數四月中旬迄廿四五日分も有之候はゞ、ケ成ニ茂麥作出来迄取續可申奉存候、右御尋ニ付申上候通り少も相違無御座候以上
 天明四年辰三月 澤井村上分

鈴木左太夫殿 井出 又藏殿 村役人

この村に於ける農業生産は先にみた様に、村民の半年分の夫食にも足りない貧弱なものであつた事から當然天明三年の凶作によつて、麥作出来迄取續きの出来ない者が九割以上を占めてきている。これは全國的なこの年の凶作のために、穀物價格が上昇した爲と思われ従つてこの村に於てもこの様に多數の飢人が書きあげられるわけである。しかしこれらの飢人は一日壹人十八文ずつ四月中旬まであればなんとか取續き出来るとしているのであるが、この様な記載は村方の立場からなるべく百姓の困窮を救つてほしいと云う意圖のもとに書かれたものであるから、困窮状態が特に強調されていると云う事もあり得ると思ふ。その様な事を考慮に入れて見て行かねばならない。
 一體に澤井村は、農民生活そのものがこれまで見て来た如く極めて不安定な状態であつた。従つて一度飢饉があれば、直ちにそれが生活に及ぼす所は大きく、全般的に貧しいこの村に於ては九割以上が難澁人となる程の状態であつた事は考へ得るとしても、問題なのは飢饉によるその難澁の度合であると思ふ。
 天明三年の翌年、四年のこの村(上・下分)の人口は七百二十八人であるが、これより五年以前の安永八年の人口は七百七十八人で、五年間に十一人の増加がみられる。人口の變動の激しい村であるから、史料が見られない五年間に或いは多くの變化があつたのかも知れないが、知り得る範圍ではやはり増加して

幕末期における村落窮乏の一例

ると見なければならぬ。凶作がこの間にあつたにも拘らずこの様に増加している状態は凶作に對して何らかの抵抗力があつたのであろうか。若しそうだとすれば、澤井村の農民生活が不安定なものであつたと云う事——土地收益にのみ頼り切る事が出来ず、その他に難澁な餘業や農間の稼ぎに依らなければならなかつた爲に——即ち純粹農村でないこの村は、凶作と云う事による被害が云わば間接的なものではなかつたとの疑問を生ぜしめる。純粹農村の凶作・飢饉の如く、村民が直ちに村を捨てて他に業を求めると云う様な離村の姿が見られないわけである。天明の飢饉については前掲の史料以外に見る事が出来ない爲に、その状態をはつきりと捉えることが出来なかつた。
 天明の飢饉から約五十年後天保七年(一八三七)にも又全國的な飢饉が起つている。澤井村上分に於けるその状態を關係史料から幾らか窺ふことが出来る。先ず天保五年の「宗門人別書上帳」の總人數を、天保八年「村高并家數人別任譯書付」のそれとを比較すると、三百六十三人から三百五十四人に減少している。又天保八年の「飢人數書上帳」に依つて難澁者を知るが、三百五十四人のうち、二百一人が飢人として名前を挙げられている。この數は天明の場合よりもつと減つてはいるが、今これらの人々を天保五年の「宗門帳」に依つて持高別階層と照合すると第十一表の如くなる。この表に依ると持高四石以下の零細な階層にだけ飢人がいるのであるが、その中でも持高一石以下の十三戸中十人の飢人のある最下層が最も多い。しかし持高

九三 (一八一)

第11表 天保5年石高別階層と天保8年飢人書上の比較

持高	天保5年 戸数	天保8年 飢人戸数
石9~8	1戸	—
8~7	1	—
7~6	1	—
6~5	1	—
5~4	3	—
4~3	9	4戸
3~2	19	10
2~1	28	13
1石以下	13	10
合計	76	37

が零細な程飢人が多いと云うことはこの表からは云い得ない。そこで文政四年(一八二二)の農間商い及び職人をこれと照合してみると、農間餘業と飢饉の影響に關する状態を知り得る。農間商いをしてゐる者の中には、餓饉蕎麥の商いをしてい持高る九斗六升三合の者一戸及びその家族が飢人としてみられる。(第九表参照)その他にはなく、従つて一石以下で飢人に入らない三人の内二人までが農間商いの者である。次に職人の場合は十四人の職人中四人だけが飢人の中に入つてゐる。即ち持高九斗三合の桶屋、一石二斗二升六合の桶屋、二石七斗(文政四年の持高は三石五斗、升七合)の木工、二石三斗九升四合の柚とである。これらの事から云い得ることは、いくらかの例外を除いては、大體に於て農間餘業を持つ者は飢人の中に入らなく、すんだと云う事である。

例えば、一石以下の階層で飢人に入らなくてすんだ三人につ

の後の返済に關しては史料がなく、返済が行われたかどうか知る事が出来ない。

他に天保八年には飢饉に對する多くの史料がみられるが、今その中の一つを挙げて見よう。「御申渡書上帳」の中の「御請書」は飢饉の状態に關して次の如く述べてゐる。

「去秋己來米穀高直一統及難義、就中山寄村方ハ夫食不足致平年不食草木之根或ハ實を取夫食ニいたし、里方ニ而も木々芳草之葉等夫食之足し合ニ仕、中ニハ飢食之故病ヲ生し邊鄙之土地ハ平常すら醫藥不便里方迄逆も當時夫食不足取續方ニのみ苦罷在候折柄ニ付、自然病ハ醫藥迄ハ不手廻も可有之、終ニハ人命ニも拘り候義深御歎被爲思召 御施藥調合被 仰付左之通り村限り御渡被下置候間、貧民病人醫藥手當無之もの共江追々相與候様可仕旨承知奉長銘々難有奉頂戴候、依之御請書差上申候以上

西三月 上下惣代 年寄 庄左衛門 山本大膳様 御役所

夫食が高値で買う事が出来ず、そのための平常食べない草木の根・實を夫食とし、病を起すけれども醫藥までは手が廻らず、人命にも拘ることになるため代官所よりの施藥をうけている。この史料、及び數度の拜借金・拜借夫食の史料に依つて、天保七年の飢饉がかなりの影響をこの村に與えたことを知る。天明三年の凶作の場合、純粹農村でないこの村は凶作の際に

幕末期における村落窮乏の一例

いてみると、その中の二人は紙・蠟燭・水油商いをする農間商人であり、残りの一人は持高八斗五升五合の桶屋であると云う事が明確に物語つてゐる様に、すでにこの時代澤井村に於て、特に四石以下の零細な階層の場合は、自己の生活をささえてゆくのは、持高の多少と云う事でなくして何らかの貨幣收入があつたか否かと云う事の方が、はるかに大きな意味をもつてゐた事を知る。

天保七年の飢饉の際は、村民一般やこれらの飢人に對して年賦形式で代官所から貸金が行われた。即ち、同年四月に三回と十二月に一回、それが見られるのであるが、四月の第一回の場合は二十五兩一分が五ヶ年賦で村役人三軒を除いて後の戸數で等しく割付され、第二回は金十一兩三分被下切として飢人三十三軒(飢人書上帳には三十七軒と記載されていたが、拜借金の場合は常に三十三軒として見られる)が等しく均等割りされてゐる。又四月金八兩二分を五ヶ年賦で同じ三十三軒が人別に均等割りに拜借し、更に十二月には金十一兩三分を第二回の場合と同じ様に貰ひ請けてゐる。この他にも四月二回にわたつて夫食(大麥・小麥)二石九斗と二石五斗を拜借してゐる。

この様に數回にわたつての拜借金や拜借夫食が見られるがその返済については、天保九年に「夫食代拜借返納小前書上帳」が一冊みられるのみである。即ち同帳に依れば、八年に拜借した八兩三分を三十三軒の人数百七十一人で三ヶ年賦に割合つて返納すべき旨が記され、一ヶ年分がこの年返納されてゐる。そ

その被害が間接的であつたと云う事を述べた。それにも拘らず天保七年にこの様な状態がみられるのは、文政年代前後よりの物價騰貴と云う事、そしてそれに對して前述の如く、農間の稼ぎの不活潑さから能く對應して行くこと云う事が出来にくかつたと云う事に、原因の一つがあると思ふ。文政年代の「御用狀寫帳」には物價引下げに關する記載がみられる様になり、又先に述べた質地價格は(寶曆年代から文政年代までその間を知る事が出来ないのではあるが)文政四年に甚だしい上昇(第四表参照)を見せてゐる。そして、寶曆二年、同七年、文化七年、文政二年の入會山の賣却によつても、村民生活の不安定の度合が濃くなつてきてゐる事を知る。又、これと關聯して、天保十一年の「無宿者覺帳」を見るが、これに記載され、無宿者となつて行く者が、文政八年に一人、文政九年に一人、天保二年に二人、そして天保十一年に二人みられる。この中の一件、天保二年の場合を次に掲げる。

武州多摩郡澤井村上分 百姓 善左衛門
高六斗五升六合 當卯三拾貳歳
家内親子貳人 同人 松五郎

右善左衛門義伴松五郎召連、當月六日不圖家出致し候儘不立

九五 (一八三)

歸候ニ付心當り所々相尋候得共行衛相知不申、尤同人身分ニ付是迄出入掛ケ合など、何方よりも申來候義一切無御座候得共、元來困窮ものニ有之、其上妻義も當四ヶ年己前悴松五郎出産後無間茂病死仕候、其後追々困窮仕借金借財等相嵩、身分難立行存右跡無沙汰ニ家出致し候義も可有之、何分ニ而茂心當りなど無御座候、依而此段御訴奉申上候以上

天保二卯年

右善左衛門

六月廿一日

親類惣代兼

組合

百姓久右衛門

村役人惣代

名主孫兵衛

と見られ、無宿者となつて行く一つの形態を知るのである。以上窮乏の頂點として天明三年の飢饉と天保七年の飢饉について述べ、それらがこの村に及ぼした影響を、早くから貨幣經濟に入らざるを得なかつた村としての特殊性の内に、如何に作用しているかを見て來た。

農間の稼ぎが、貧弱な農業と未分離のまま專業化せず、又農間餘業が持高三石以下の階層に依つて生活をささえるために行われたこの村では、それらの副業でさえ、農民の生活に大きな比重を持たざるを得なかつたのであるから、これらに依る資本の蓄積及び經營の進展は全く期待出來ないのである。

第四十八卷 第三號 目次

ヒックスの「厚生國家に於ける租稅政策」について

高木 壽一

推定値の性質と許容限界

佐藤 保

ホップス經濟思想の一考察 (一) 梅谷 泰夫

資 料

イタリヤにおける社會民主主義とファシスト運動

飯 田 鼎

書評及び紹介

經濟學關係文獻目錄